

(案)

平成 26 年 5 月 8 日
復興町民会議委員長提案

復興町民会議運営方針

- 第1 復興町民会議は、本会議と分科会によって構成する。
- 第2 分科会は、本会議での審議に先立って、専門的かつ詳細に審議する。
- 第3 本会議は、分科会の審議結果について報告を受け、その内容を審議する。
- 第4 分科会は、以下の3つを設置する。但し、本会議の決定により、増減することができる。
 - (1) 元町地区復興まちづくり分科会
(所管事項：被災者生活再建支援に関する事、地域基盤・インフラ復旧に関する事、元町地区の復興まちづくりに関する事)
 - (2) 産業・観光復興支援分科会 (所管事項：産業・観光復興支援に関する事)
 - (3) 防災まちづくり分科会 (所管事項：防災まちづくりに関する事)
- 第5 分科会委員の構成は、以下のとおりとする
 - (1) 元町地区復興まちづくり分科会
本会議公募委員の被災者及び元町に在住する本会議委員以外の被災者並びに関係する団体代表委員。
但し、審議内容によっては、分科会の決定により、関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
 - (2) 産業・観光復興支援分科会
本会議公募委員のうち、希望する委員及び関係する団体代表委員。
但し、分科会の決定により、関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
 - (3) 防災まちづくり分科会
本会議公募委員のうち、希望する委員及び関係する団体代表委員。
但し、分科会の決定により、関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 第6 上記第5 (2) 産業・観光復興支援分科会の委員と同 (3) 防災まちづくり分科会の委員は、兼ねることができない。